

## 協会けんぽ青森支部からのお知らせ(令和5年12月)

# ①保険証を使用できるのは 退職日までです!



### ●保険証が使えるのはいつまで?

#### 被保険者(ご本人)

- 退職日当日
- 75歳の誕生日前日

#### 被扶養者(ご家族)

- 就職等で被扶養者でなくなる前日
- 被保険者が退職した日
- 被保険者または被扶養者の75歳の誕生日前日

例

12月31日退職  
(1月1日資格喪失)



12月31日まで使用可能  
(1月1日以降使用できません)

～退職後等は事業所のご担当者様へ速やかに  
ご本人・ご家族の保険証・高齢受給者証をご返却ください～

### 事業所のご担当者さまへのお願い

- ①資格喪失日(扶養解除日)以降は**保険証を使用できない**旨を必ず説明してください
- ②資格喪失後(扶養解除日)後は速やかに保険証を回収してください
- ③万が一保険証を回収できない場合は、「被保険者証回収不能届」をご提出ください

※従業員の方が退職した場合はご家族の保険証も一緒に回収をお願いします

※資格喪失届・被扶養者異動届を提出した後に保険証等を回収した場合は、  
仙台広域事務センターまたは協会けんぽ青森支部へ郵送にてご返却ください

### ●喪失した保険証を使用すると……

資格が切れた保険証を使用して医療機関等を受診した場合、後日医療費  
(総医療費の7割～8割相当)を協会けんぽに返還いただくことになります。  
退職後等は保険証を使用しないようお願いいたします。



お問い合わせ先：協会けんぽ青森支部 レセプトグループ TEL:017-721-2715

✿令和5年度の歯科健診は実施予定者数に達したため、受付を終了しました✿  
お申込み、ご利用いただき誠にありがとうございました。

## ②相手方の行為による負傷の治療で保険証を使用した場合は、 「第三者行為による傷病届」をご提出ください。

### ●第三者行為って何？

雨・雪の時期は特にご注意ください!!

例

喧嘩・傷害事件

※他人の犬に噛まれた場合も含む

相手がいる交通事故

※ひき逃げ含む

同乗中の事故

※自損事故含む

スキー等での

衝突事故

### ●どうして書類が必要なの？

相手方の行為による負傷の治療費は、**本来加害者が負担**するのが原則です。保険証を使用することで協会けんぽが医療費の一部を立て替えている状況です。第三者行為による傷病届は、加害者が支払うべき治療費を請求する際に必要な情報となりますので、速やかな提出をお願いいたします。

詳細・申請書は  
こちら↓



### ●当てはまるか確認してみよう

#### START

負傷した時間帯は  
通勤中または  
業務中でしたか？

YES



業務中等の場合、健康保険証は原則使用できません。場合によっては労働災害に該当する可能性があります。詳しくは管轄の労働基準監督署にご相談ください。



NO



負傷の原因は第三者が絡む  
内容でしたか？  
(例) 交通事故、喧嘩等

YES



「第三者行為による傷病届」を  
ご提出いただくことで  
健康保険証をご使用いただけます



NO



健康保険証を  
ご使用いただけます



お問い合わせ先：協会けんぽ青森支部 レセプトグループ TEL:017-721-2715

## ③「令和5年度被扶養者資格の再確認」に ご協力いただき、ありがとうございました。



協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が現在もその状況にあるかを確認させていただくため、10月下旬から11月上旬にかけて「被扶養者状況リスト」を事業主様へお送りしました。

事業主様ならびに加入者の皆様におかれましては、ご多忙なところ「被扶養者状況リスト」の提出にご協力いただき、誠にありがとうございました。

なお、引き続き受付を行っておりますので、**未提出の場合はお早めにご提出**くださいますようお願いいたします。

お問い合わせ先：協会けんぽ青森支部 業務グループ TEL:017-721-2714